

青梅市図書館基本計画

(令和 8 (2026)年度～令和 12(2030)年度)

(原案)



令和 7 (2025)年 月

青梅市教育委員会

目 次

第 1 章	青梅市図書館基本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 2 章	青梅市図書館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 3 章	青梅市図書館の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第 4 章	青梅市図書館の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	11

第1章 青梅市図書館基本計画について

1 計画の目的

本計画は、青梅市図書館の基本的な考え方や進むべき方向性を示すためのものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、図書館法第7条の2（設置及び運営上望ましい基準）にもとづき作成された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示172号）」を踏まえ、第7次青梅市総合長期計画（基本構想・基本計画）にもとづく分野別個別計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中、青梅市総合長期計画（基本構想・基本計画）の改訂や計画の達成状況等を検証し、必要があるときは、見直しを行います。



図書館妖怪♥ち～のん

第2章 青梅市図書館の概要

1 歴史・沿革

(1) 図書館としての歴史

青梅の図書館の歴史は、図書館法が施行される以前の昭和22(1947)年3月、東京都が設置した「都立青梅図書館」が開館したことに始まります。戦後の混乱のなか、初代館長の久保七郎は図書館の充実を望む地元の協力を得ながら、地域に根ざしたさまざまな試みを実践しました。

例えば、同氏の発案により、「読者と青梅図書館の会」がつくられ、昭和24(1949)年10月には、会員への巡回サービスとして、リヤカーで本を運ぶ「青梅訪問図書館」がスタートしました。リヤカーによる巡回は、のちに各地で広まる移動図書館の「原形」といわれています。

この活動がきっかけとなり、移動図書館車「むらさき号」が昭和28(1953)年に配置されました。「むらさき号」は、青梅市内のほか、まだ当時、図書館の普及していなかった西多摩や南多摩まで運行のエリアを広げていきます。

また、市民の自発的な協力を得て、上長淵を皮切りに、新町・師岡・友田・吹上の5か所の分室が昭和33(1958)年までに置かれ、地元と密接な関係が築かれてきました。他方で、多くの郷土史家を輩出した「西多摩郷土研究会」結成の母体となるなど、図書館を拠点とした地域文化の向上という役割も担っていたといえます。

こうして、「都立青梅図書館」は、昭和62(1987)年3月に閉館となるまで、青梅市民の図書館文化の基礎を形づくってきました。

(2) 市立図書館としての沿革

青梅市の図書館としては、昭和48(1973)年2月に大門市民館内に大門図書館が開館しました。その後、各地域に市民センター併設の図書館が開館し、様々な図書館機能の向上を図りながら今日に至っています。

- ・昭和62(1987)年10月 都立青梅図書館の移譲を受けて一部改修後、青梅市中央図書館(現在の青梅図書館)が開館。開館と同時に電算機器を導入
- ・平成4(1992)年度 収蔵館以外の図書館でも資料が返却できるようになる。
- ・平成6(1994)年度 資料運搬用の配送車が毎日運行されるようになる。
- ・平成15(2003)年度 新中央図書館が計画される。
- ・平成20(2008)年3月 都市型図書館として河辺駅前に「青梅市中央図書館」が開館
これに伴い、新中央図書館は本館として、旧中央図書館(現在の青梅図書館)および市民センター併設の図書館は分館として位置づけられる。
- ・平成27(2015)年度 東青梅および河辺図書館の2館を閉館し、市内図書館は10館となる。
- ・平成28(2016)年4月 全館に指定管理者制度を導入した運営を開始
- ・平成31(2019)年4月 青梅市民センター移転に伴い、青梅図書館が単独館として開館
- ・令和元(2019)年1月 中央図書館内一部エリアで公衆無線LAN(Wi-Fi)サービスを開始

- ・令和2(2020)年3月 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、図書館行事およびサービスを一部制限しながら開館
- ・令和5(2023)年5月 コロナ禍を経て通常開館が再開
- ・令和7(2025)年10月 図書館カードのICカードやスマートフォン等(以下ICカード等)への紐付けによる貸出サービスの運用や電子書籍の導入等により、デジタル社会に対応した図書館サービスを開始(予定)

2 施設概要

(1) 本館

- ア 名称 青梅市中央図書館
 イ 所在地 青梅市河辺町10丁目8番地の1
 河辺タウンビルB 2～4階
 ウ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建
 エ 面積 3,440.40平方メートル(図書館部分)
 オ 開設日 平成20(2008)年3月1日
 カ 施設概要

	面積 (㎡)	概要
2階	1,164.71	エントランスホール(自動販売機コーナー、飲食コーナー、チャージスポット)、ブックポスト、観光ショールーム、情報検索コーナー、雑誌・新聞コーナー、音と映像のコーナー、視聴ブース、ハンディキャップサービスコーナー、市民情報コーナー、対面朗読室、ボランティア室、多目的室、総合カウンター、作業室、その他
3階	1,193.37	一般開架コーナー、ティーンズコーナー、児童コーナー、絵本コーナー、おはなしの部屋、屋外読書テラス、サービスカウンター、児童カウンター、その他
4階	1,082.32	調査・研究コーナー、個室閲覧ブース、屋外読書テラス、レファレンスカウンター、閉架書庫、事務室、その他

※ 上記のほか、中央図書館の2階および4階の一部に公衆無線LAN(Wi-Fi)設置、青梅図書館2～4階に閉架書庫(420.0平方メートル)を置く。

(2) 分館

分館名	青梅	長淵	大門	梅郷	沢井	小曾木	成木	新町	今井
所在地	仲町 268-9	長淵 6-492-1	大門 2-288	梅郷 3-749-1	沢井 2-682	小曾木 3-1656-1	成木 4-644	新町 4-17-1	今井 2-908-1
面積 (㎡)	611.78	126.60	181.45	141.62	118.50	102.48	112.26	139.44	140.60

※ 分館は、青梅図書館を除き市民センターに併設されています。

第3章 青梅市図書館の現状と課題

1 前計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）期間における取組の現状

令和2（2020）年3月1日から、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、利用サービスの一部制限を行いながら開館しましたが、利用者登録および貸出数は減少となりました。令和5（2023）年5月8日から、利用制限のない通常開館に戻り、令和5（2023）年度末における利用者登録および貸出件数について、緩やかに回復しつつあります。

(1) 図書館資料の充実

「青梅市図書館資料選定基準」にもとづく図書館資料の選定を行うとともに、青梅市図書館資料除籍基準」にもとづき除籍を行い、効果的で利用しやすい図書館資料を継続して提供しました。

また、デジタル社会に対応し、令和7（2025）年10月から、図書や視聴覚資料（中央図書館のみ所蔵）以外に電子書籍を導入し、図書館来館によらない図書館サービスの利用を促進しました。（予定）

(2) 休館日および開館時間

休館日は引き続き、第3月曜日および火曜日（祝日・休日のときは開館し、翌平日が休館）とし、開館時間についても、中央図書館は午前9時から午後8時まで、分館は午前9時から午後5時までとして開館しました。

なお、令和3（2021）年度から、中央図書館のみ12月29日の午前9時から午後5時までの試行開館を行っています。

(3) 貸出冊数・点数および貸出期間

図書資料は10冊以内、視聴覚資料は3点以内としております。

令和7（2025）年10月からは電子書籍は2点以内、いずれも貸出期間は15日以内とし、貸出を実施しました。（予定）

(4) 利用者登録と「青梅市図書館カード」のデジタル化

利用者登録については、次の3つに大別されます。第一には、市内に在住、在勤および在学の方です。

第二には、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町および檜原村に在住の方（広域利用対象者）です。第三には、飯能市および入間市に在住の方（相互利用対象者）です。現在も継続して各市町村と連絡調整の上、利用促進を図っています。

また、利用者登録すると「青梅市図書館カード」を発行しますが、令和7（2025）年10月からは、登録後にICカード等と登録情報を紐付けすることにより、青梅市図書館カードの持参によらず、ICカード等により図書資料等の貸出手続きが出来るようになります。このことにより、気軽に図書館に立ち寄り、読書に親しむ環境を整備しました。（予定）

(5) 貸出と返却

図書資料の貸出は、引き続き各館カウンターで行うとともに、中央図書館については自動貸出機でも実施しています。

図書資料の返却についても、各館カウンターのほか、ブックポストで実施しています。また、平成27(2015)年度に閉館した東青梅および河辺市民センター内の分館図書館に設置していたブックポストは、当該センターに継続設置し、更に令和5(2023)年度に、青梅市役所へブックポストを新設して返却箇所を増設するとともに、資料の巡回回収を行い利便性の向上を図りました。

視聴覚資料や協力貸出等の資料の貸出は、引き続き各館カウンターで行うとともに、中央図書館については自動貸出機でも実施しており、返却についても、資料の破損等を考慮し、各館カウンターで行っています。

電子書籍の貸出および返却は、図書館ホームページ上で行うことができ、また、期限を過ぎた場合は自動的に返却となる、来館によらない図書館サービスとして、いつでもどこでも図書館利用ができる環境が充実しました。(予定)

(6) リクエスト

図書資料のリクエストについては、従来通り10冊以内とし、所蔵資料については、利用者用検索機、ホームページ、カウンター、電話で予約できます。非所蔵資料については、カウンター、電話で予約できます。

視聴覚資料のリクエストについても、従来通り所蔵資料4点以内とし、受取希望館への配送を実施し、利便性を維持しています。

令和7(2025)年10月から導入した電子書籍のリクエストについては、所蔵資料2点以内としています。(予定)

視聴覚資料および電子書籍の非所蔵資料については、リクエスト、市外の図書館からの借用、協力貸出および相互貸借はできません。(予定)

(7) レファレンスサービス

中央図書館および分館では、レファレンス処理基準にもとづき、レファレンスサービスを実施しています。

また、レファレンス内容の記録、保存およびデータベース化についても、国立国会図書館レファレンス共同データベースに継続して参加し、活用しています。

(8) 団体貸出

団体貸出は、学校・社会教育団体・地域文庫等の市内で活動している団体に対し、1団体につき、図書資料は200冊以内、貸出期間は2か月以内です。令和5(2023)年度末現在525団体が利用しています。

(9) ハンディキャップサービス

中央図書館では、対面朗読の実施、点字資料および録音資料の対象者への貸出を継続して行っています。

点字資料を作成するボランティア団体や、録音資料の作成委託を受けるNPO法人と連絡調整し、継続して点字資料および録音資料の充実を図りました。

また、特別な配慮を必要とするこどもを対象に、アクセシブルな本のコーナー「りんごの棚」(※注)を令和5(2023)年1月18日から中央図書館に新設し、読書の機会を提供しました。

さらに、電子書籍の導入によって、来館困難者への図書館サービス利用促進だけではなく、電子書籍の持つパソコン上における文字の拡大や読み上げ対応機能は、ハンディキャップサービスに生かすことができ、サービスの充実が図れました。(予定)

(※注) りんごの棚：1993年にスウェーデンの図書館で始まった特別な配慮を必要とするこどもを対象とした、アクセシブルな本のコーナー。全てのこどもに読書の楽しさを知ってもらうことを目的に、世界各地に広がっている。名前の由来は、りんごの棚を考案した図書館にある、特別な配慮を必要とするこども向けのおもちゃからきている。



(中央図書館：りんごの棚)

(10) 読書活動の推進

市民の読書活動を支援するために、おはなし会、市民講座、市民講演会、映画会、展示等を開催しました。

中央図書館では、子育て世代の保護者にゆっくりと図書等を選んでいただけるよう、未就学時までのお子さんを預かる一時保育サービスを引き続き実施しました。

中央図書館の2階にカフェコーナーを設置し、くつろいで読書に親しむ環境を維持しました。

また、情報提供の利便性を向上させるため、令和元(2019)年度に開始した中央図書館の2階および4階の一部における公衆無線LAN(Wi-Fi)サービスを継続しました。

(11) 学校・地域連携

学校・地域連携として、引き続き学校連携重点校事業の実施、団体貸出による調べ学習等の支援、出張講座や児童書の再利用を行いました。

平成30(2018)年度から継続実施している、東小中学校を除く各小中学校に学校司書の配置を行う学校図書館支援事業については、令和3(2021)年度は、小学校1回6時間・年間40回、中学校1回5時間・年間35回の派遣でしたが、令和4(2022)年度から、小学校1回6時間・年間60回、中学校1回6時間・年間50回の派遣とし、こどもの読書活動の活性化、学校図書館の整備、学習活動への支援を更に充実しました。

また、施設見学、職場体験、インターンシップ等を毎年度受け入れ、学校・地域連携を促進しました。



(小学校：オリエンテーションの様子)

(12) ボランティアとの協働

図書館では、おはなし会の開催、整架作業、点字資料の作成等の担い手として、図書館ボランティアやボランティア団体が活躍しています。そのため、図書館ボランティアの養成を継続的に行い、市民がボランティアとして図書館サービスに参加する機会の拡充を図りました。

(13) 地域資料の充実

青梅市の地域資料や行政情報について、重点的に収集、保存および提供を行いました。収集した地域資料等については、令和4(2022)年度には展示を行い、資料の周知を行いました。

また、吉川英治記念館との共催事業として、読書案内を令和4(2022)年度から実施しました。



(展示「図書館資料で知る青梅」(令和4(2022)年度))



(吉川英治記念館との共催事業(令和5(2023)年度))

(14) 広報・広聴等

市民周知を図るため、館報、分館だより、利用案内、ブックリスト等を作成するほか、市広報への掲載、ポスターの掲示、チラシの配付、ホームページの更新を継続して行っています。

また、「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」への情報提供等、他課とも連携し、情報提供の充実を図りました。

図書館では、利用者の意見等を把握し、より良いサービスを提供するため、引き続き図書館利用者アンケートを実施し、ホームページで公開しました。また、令和5(2023)年度から、ホームページ上からのアンケート回答を試行しました。

利用者の意見等をサービス向上に生かすため、利用者と館長をはじめとする図書館員等とが自由に話し合う機会として、利用者懇談会を、新型コロナウイルス感染拡大対策のため中止した令和2(2020)年および3(2021)年度を除き、年1回開催しました。

2 今後の課題

前計画に掲げた取組については、おおむね達成していますが、以下の内容は課題となっています。

(1) 貸出・返却

- ア 来館困難者を対象とする図書館資料の宅配サービスおよび電子図書の利用促進
- イ ブックポスト等の増設
- ウ 身近な施設での予約やリクエスト資料の貸出窓口設置

(2) リクエスト

利用者用検索端末および図書館ホームページから非所蔵資料のリクエスト受付

(3) 学校・地域連携

指導室が推進する学校図書館の蔵書の電子管理、学校図書館等を結ぶネットワーク整備について協力

(4) 地域資料の充実

貸出や閲覧が難しい地域資料の電子データ化

(5) 図書館機能の移転等を含めた新施設の検討

老朽化した青梅図書館について、青梅市公共施設等総合管理計画等との整合性を図った図書館機能の再構築

これらの課題について、本計画において継続して検討してまいります。

第4章 青梅市図書館の基本的な考え方

1 基本理念

青梅市図書館は、社会教育法 の精神にもとづき、図書館法 の定めるところを 実践し、市民の教育と文化の向上を支援します。

また、市民の生涯学習の拠点として、いつでも・どこでも・だれもが資料・情報の利用ができる図書館をつくり上げていきます。

2 基本方針

図書館は、幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用者に応じたサービスを提供します。

また、青梅市の歴史を未来に伝えるため、郷土博物館をはじめとする関係機関と連携し、地域資料や行政資料の継続的整備を重点的に行います。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し、一体的な運用を図るとともに、機能やサービス面で特色のある図書館づくりを推進します。

3 基本施策

(1) 図書館資料の充実

こどもから高齢者まで誰でも利用できる図書館を目指し、幅広い分野の図書や視聴覚資料、電子資料等の充実を図ります。

また、青梅市の地域資料および行政資料の充実を図ります。

(2) 図書館サービスの充実

必要な情報・資料等を求める市民に対して、レファレンスサービス等により、適切な資料や情報を提供します。

また、図書館が市民にとってより身近な施設となるように、講演会や講座を開催するとともに、情報発信機能の充実を図ります。

さらに、図書館の利用を困難とする方に対するハンディキャップサービス等を進め、利用者に応じたサービスを提供します。

(3) こどもの読書活動の支援

「青梅市こども読書活動推進計画」にもとづき、こどもたちに本との出会いを提供するとともに、講座の実施やブックリストの配布等の取組を進め、家庭、学校および地域等が協力し、多様な読書体験を通して読書の楽しさや素晴らしさを実感できるよう、全ての発達段階において、読書活動が活発になるように事業を展開します。

また、デジタル社会に対応した読書環境整備や多様なこども達の読書を充実します。

(4) 図書館ボランティアとの協働・連携の推進

音訳者養成研修や修理講習会等を開催し、図書館ボランティアの養成を図ります。
また、読書活動の推進に当たっては、図書館と協力関係にあるボランティア団体と協働・連携して事業を実施します。

(5) 広報・広聴活動等の充実

図書館ホームページの更新や館報（おうめのとしょかん）等の作成により、情報発信の充実を図ります。

図書館利用者アンケートの実施や利用者懇談会の開催により、市民の声を図書館サービスに生かすことにより、市民とともに成長する図書館を目指します。

また、図書館と企業や商店等が連携する読書活動について検討します。

(6) 図書館機能の充実・活用促進

図書館機能を持つ新施設として、青梅駅前地区市街地再開発ビルの公益床の活用を検討します。なお、デジタルを活用した特色あるサービスの提供についても併せて検討します。

4 今後の取組方向について

(1) 図書館資料の充実（継続）

ア 資料収集方針等にもとづく計画的な蔵書構成

「青梅市図書館資料収集基準」および「青梅市図書館資料選定基準」にもとづき、図書館資料の効果的で魅力ある資料の選定を実施します。

イ 除籍基準にもとづく効果的な蔵書構成の維持

「青梅市図書館資料除籍基準」にもとづき計画的な除籍を実施し、的確な資料構成を構築・維持します。

(2) 休館日（継続）

ア 第3月曜日および第3火曜日（祝日・休日のときは開館し、翌平日が休館）

イ 年末年始（12月29日～1月3日）、および特別整理期間（年間1回15日以内）

(3) 開館時間（継続）

ア 中央図書館 午前9時から午後8時

イ 各分館 午前9時から午後5時

(4) 貸出冊数・点数および貸出期間（継続）

ア 図書資料 10冊以内、15日以内

イ 視聴覚資料 3点以内、15日以内

ウ 電子書籍 2点以内、15日以内（予定）

(5) 利用者登録（継続および拡充）

ア 市内に在住、在勤および在学者

イ 広域利用の利用促進 ※協定締結

(ア) 福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町および檜原村に在住者（広域利用対象者）

(イ) 飯能市および入間市に在住者（相互利用対象者）

(ウ) その他自治体についても、随時協定を検討します。

(6) 貸出（継続および拡充）

ア カウンターにおける貸出の実施

図書資料および中央図書館の視聴覚資料の貸出を実施します。

イ 来館困難者に対する貸出方法について検討

(ア) 宅配サービスを検討します。

(イ) 電子書籍による貸出

いつでも、どこでも図書館資料が利用できるよう、電子書籍による貸出を継続します（予定）。

ウ 予約およびリクエスト資料の貸出窓口の設置について

身近な施設での予約やリクエスト資料の貸出窓口設置について検討を継続します。

(7) 返却（継続および拡充）

- ア 図書資料
カウンターまたはブックポストに返却可能
- イ 視聴覚資料および協力貸出等の図書資料
カウンターで返却可能
- ウ 返却場所の設置について
身近な施設での図書館資料の返却窓口設置について検討を継続します。

(8) リクエスト（継続）

- ア 図書資料
 - (ア) 点数 10冊以内
 - (イ) 予約方法
 - ・所蔵 利用者用検索機、図書館ホームページ、カウンター、電話で予約可能
 - ・非所蔵 カウンター、電話
 - (ウ) 受取方法 希望館で受取可能
- イ 視聴覚資料
 - (ア) 点数 4点以内
 - (イ) 予約方法
 - ・所蔵 利用者用検索機、図書館ホームページ、カウンター、電話で予約可能
 - ・非所蔵 受付不可
 - (ウ) 受取方法 希望館で受取可能
 - (エ) 制限 市外の図書館からの借用、協力貸出および相互貸借は受付不可とします。
- ウ 電子書籍（予定）
 - (ア) 点数 2点以内
 - (イ) 予約方法
 - ・所蔵資料のみ可能
利用者用検索機、図書館ホームページから予約
- エ 利用者用検索機、図書館ホームページからの非所蔵資料のリクエスト受付について検討を継続します（視聴覚資料および電子書籍を除く）。（予定）

(9) レファレンスサービス（継続）

- ア レファレンス処理基準にもとづくレファレンスサービスを継続して実施します。
- イ レファレンス内容の記録、保存およびデータベース化について継続します。

(10) 団体貸出（継続）

- ア 対象団体
学校・社会教育団体・地域文庫等の市内で活動している団体。
- イ 貸出冊数と期間
1団体につき、図書資料200冊以内、2か月以内。
(ただし、学校への団体貸出は、図書資料100冊以内、2か月以内で運用)

(11) ハンディキャップサービス（継続および拡充）

- ア 対面朗読の実施（中央図書館）

対象者に対し対面朗読室において対面朗読サービスを実施します。

イ 点字資料および録音資料の収集と貸出（中央図書館）

点字資料を作成するボランティア団体や、録音資料の作成委託を受けるNPO法人と連絡調整し、資料の充実を図ります。また、対象者に対し、郵送による貸出について実施します。

ウ 電子書籍貸出によるハンディキャップサービス支援

電子書籍の持つ、パソコン上における文字の拡大や読み上げ対応機能により、読書機会の充実を支援します（予定）。

エ 特別な配慮を必要とするこどもへの資料提供

アクセシブルな本のコーナー「りんごの棚」を継続します。



（対面朗読室）

(12) 読書活動の推進（継続および拡充）

講演会、おはなし会、市民講座、市民講演会、映画会、展示、読書手帳等、文字や活字に関心を持ち、市民の読書活動を支援するための事業の拡充を図ります。

また、こどもの読書活動など、図書館活動への理解が促進できる事業について検討します。

(13) 学校・地域連携（継続および拡充）

ア 学校との連携

(ア) 学校連携重点校事業、団体貸出による調べ学習等支援、出張講座や児童書の再利用展示会を実施します。

(イ) 学校司書の配置

東小中学校を除く全小中学校に学校司書を配置し、学校図書館支援を継続します。

(ロ) 学校図書館の情報化の推進への協力
指導室が推進する学校図書館の蔵書の電子管理、学校図書館等を結ぶネットワーク整備について協力します。

(エ) 図書館ホームページからの電子書籍利用支援（予定）

デジタル社会に対応するため、青梅市図書館ホームページからの電子書籍利用促進を支援します。

イ 地域連携

施設見学、職場体験、インターンシッ



（小学校：調べ学習展示（令和4（2022）年度））



（中学校：授業支援の様子（令和5（2023）年度））

ブ等の受入れ実施および地域団体等への図書館利用支援を検討します。

(14) ボランティア等との協働（継続）

ア 連携および協働による事業の充実

おはなし会の開催、整架作業、点字資料の作成等の事業を図書館ボランティアやボランティア団体と連携、協働して実施します。

イ ボランティア等の養成

図書館ボランティアの養成を継続的に行い、市民がボランティアとして図書館サービスに参加する機会の拡充を図ります。

(15) 地域資料の充実（継続および拡充）

ア 地域資料の重点的収集および情報提供

青梅市の地域資料や行政情報について、重点的に収集、保存および提供を実施します。

イ 関係課との連携

郷土博物館・美術館・吉川英治記念館等と連携し、青梅市の特色となる地域資料にかかわる情報提供の充実に努めます。

ウ 貴重資料等の電子データ化の検討と活用

郷土資料等の貴重な資料については、利用や閲覧に供しやすい電子データ化の検討を継続します。

また、既存の地域資料の電子化データについて、活用を促進します。

(16) 広報・広聴活動等の充実（一部拡充）

ア 広報

(ア) 図書館からの情報提供

館報、分館だより、利用案内、ブックリスト等の作成、市広報への掲載、ポスターの掲示、チラシの配付、ホームページの更新により、市民へ図書館情報を提供します。

また、SNSでの情報発信について検討します。

(イ) 関係課との連携

「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」への幼児向け行事の掲載や吉川英治記念館との共催事業等、関係課との連携により、図書館情報の提供場所の拡大を図ります。

イ 広聴

(ア) 図書館利用者アンケートの実施

毎年1回利用者の意見等を把握するため、利用者アンケートを実施し、ホームページで公開しサービス向上に努めます。

(イ) 利用者懇談会の実施（中央図書館）

利用者の意見等をサービス向上に生かすため、利用者と館長をはじめとする図書館員等とが自由に話し合う機会を年1回開催します。

ウ 図書館と企業や商店等が連携して行う読書活動等の検討

市内書店や企業・商店と図書館が連携した読書啓発、図書館事業の広報、ワークショップ等開催について検討します。

(17) 新たな図書館機能の充実

新たに図書館を整備する際には、「本と出会い・人と出会う」、「居心地の良い空間の形成」、「地域のつながりを作る」の3つのコンセプトのもと、デジタル技術を活用しながら、こどもから高齢者まで、誰でも使用しやすい施設を目指し、図書館機能の充実を検討します。